

事案書（☒経営会議 ☐調整会議）

開催日：平成29年10月19日（木）

担当課：街づくり計画部 街づくり計画課

件 名：下鶴間内山地区の住居表示の実施について	
提出理由：下鶴間内山地区の住居表示実施に向けて、町界町名審議会への諮問を行うにあたり、実施区域と町名町割りの案について了承を得るため	
内 容： 1. 住居表示実施の理由 ・住居表示の実施は、原則として基盤整備が行われた区域を対象としている。 ・平成17年に大和市の住居表示等の実施に関する基本方針の一部改正を行い、民間開発などによって市街地形成が進行していて、住民の合意形成が図られた区域についても検討の対象とすることとし、平成22年には、下鶴間西側地区（現在の中央林間西）において実施した。 ・下鶴間内山地区は市街地形成が進行しており、住民の合意形成を確認できたことから、町名町割り案を作成し、住居表示の実施に向けた手続を進めるものである。 2. 住居表示実施区域の概要 ・対象地 下鶴間 1450 番地～1788 番地、 下鶴間 4374 番地～4474 番地、 つきみ野五丁目 2 番地 29 ・面 積 約 87 ヘクタール ・自治会 中央林間内山（一部）、坂上（一部） ・人 口 約 4,500 人 ・世帯数 約 1,850 世帯	3. 町名町割り案 （1）町名の考え方 ・内山地区住居表示検討委員会（以下「検討委員会」という。）が行ったアンケート調査で、町名は「中央林間」を望む人が多数であった。 ・東急田園都市線の終着駅として知名度の高い中央林間駅の近くに位置し、親しみ深く呼びやすいことから「中央林間」とする。 （2）町割りの考え方 ・町の境界は、主要な道路とする。 ・既存の中央林間六丁目を拡大し、その他の区域は大和駅に近い所から、中央林間七～九丁目とする。 ・中央林間内山自治会館が所在するつきみ野五丁目 2 番地 29 については、自治会が中央林間の住所を希望したため、町名を中央林間八丁目に変更する。
経 過 H17. 9 大和市の住居表示等の実施に関する基本方針の一部改正 H27. 8 地元 2 自治会にて検討委員会を発足 H27. 11 検討委員会がアンケート実施 H28. 5 住居表示実施について意見を聞く会開催 H28. 11 検討委員会から市へ要望書提出 H29. 6 市素案の周知及び素案説明会開催 H29. 8 第 1 回大和市町界町名審議会（委員委嘱）	今後の予定 H29. 11 第 2 回大和市町界町名審議会（諮問） H29. 12 案の公示（住居表示に関する法律～H30. 1 第 5 条の 2） H30. 3 議会上程（住居表示に関する法律第 3 条、地方自治法第 260 条） H30. 4～ 新住所付定作業 H30. 8 告示・通知（住居表示に関する法律第 3 条） H30. 10 住居表示実施